定款

公益財団法人 早期胃癌検診協会

### 公益財団法人早期胃癌検診協会定款

# 第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益財団法人早期胃癌検診協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

# 第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、生活習慣病を中心とした検診及び治療、早期胃がんをはじめとする 消化器がんの学術的及び診断技術的な研究、並びに医学界及び一般社会に対する研修及 び普及啓発活動を行い、もって都民のがん対策及び健康増進に寄与することを目的とす る。

#### (事業)

- 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
  - (1) 生活習慣病の予防及び早期発見に必要な各種検診並びに必要な治療
  - (2) 早期胃がんを中心とした消化器がんに関する診断方法及び疾病動態の研究
  - (3) 医師等を対象とする消化器がん診断技術の専門的研修
  - (4) 学会及び研究会等への財政的・技術的支援
  - (5) 消化器疾患に関する健康相談及び啓発
  - (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、東京都において行うものとする。

### 第3章 資産及び会計

#### (基本財産)

- 第 5 条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として、評議員会において 決議した財産は、この法人の基本財産とする。
- 2 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成する ために善良な管理者の注意義務をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分

しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

#### (事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

#### (事業計画及び収支予算)

- 第7条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した 書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を 受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、 一般の閲覧に供するものとする。

#### (事業報告及び決算)

- 第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類 を作成し、監事の監査を受け、かつ、理事会の決議を経て、定時評議員会の承認を受け なければならない。
  - (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
  - (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
  - (6) 財産目録
- 2 前項の書類のほか、次の書類を、主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
  - (1) 監査報告
  - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
  - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
  - (4) 運営組織及び事業活動状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

# (公益目的取得財産残額の算定)

第9条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条 の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算 定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

#### 第4章 評議員

## (評議員)

第10条 この法人に、評議員5名以上20名以内を置く。

### (評議員の選任及び解任)

- 第 11 条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般社団・財団法人法」という。) 第 178 条から第 196 条の規定に従い、評議員会において行う。
- 2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。
  - (1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の 3 分の 1 を超えないものであること。
    - イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
    - ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
    - ハ 当該評議員の使用人
    - ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産 によって生計を維持しているもの
    - ホ ハ又は二に掲げる者の配偶者
    - へ ロから二までに掲げる者の 3 親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの
  - (2) 他の同一の団体(公益法人を除く。)の次のイから二に該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

#### イ 理事

- 口 使用人
- ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者
- ニ 次に掲げる団体においてその職員(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。)である者
  - ① 国の機関
  - ② 地方公共団体
  - ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
  - ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
  - ⑤ 地方独立行政法人通則法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
  - ⑥ 特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、

総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。)又は認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)

#### (任期)

- 第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了するときまでとする。
- 3 評議員は、第 10 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

### (評議員に対する報酬等)

第13条 評議員は、無報酬とする。ただし、その職務を執行するために要する費用を弁償することができる。

# 第5章 評議員会

#### (構 成)

第14条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

# (権 限)

- 第15条 評議員会は、次の事項について決議する。
  - (1) 理事及び監事の選任及び解任
  - (2) 理事及び監事の報酬等の支給の基準
  - (3) 評議員の報酬等の支給の基準
  - (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
  - (5) 定款の変更
  - (6) 残余財産の処分
  - (7) 基本財産の処分又は除外の承認
  - (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

# (開催)

第16条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

#### (招集及び議長)

- 第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。
- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議 員会の招集を請求することができる。
- 3 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

### (決 議)

- 第18条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員 を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
  - (1) 監事の解任
  - (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
  - (3) 定款の変更
  - (4) 基本財産の処分又は除外の承認
  - (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 20 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

#### (議事録)

- 第19条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 出席した評議員の中から選任した議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

#### 第6章 役員等

#### (役員の設置)

- 第20条 この法人に、次の役員を置く。
  - (1) 理事 5 名以上 15 名以内
  - (2) 監事 3 名以内
- 2 理事のうち1名を理事長とし、4名以内を常務理事とすることができる。
- 3 この法人の理事長は、一般社団・財団法人法上の代表理事とする。
- 4 理事長以外の理事のうち、常務理事を一般社団・財団法人法上の業務執行理事とする。

#### (役員の選任)

- 第21条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
- 2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

#### (理事の職務及び権限)

- 第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 理事長は、定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を統括する。
- 3 常務理事は理事長を補佐し、この法人の業務を分担執行する。
- 4 理事長及び常務理事は、毎事業年度に 4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の 執行の状況を理事会に報告しなければならない。

## (監事の職務及び権限)

- 第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び 財産の状況の調査をすることができる。

### (役員の任期)

- 第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する 定時評議員会の終結のときまでとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時 評議員会の終結のときまでとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。
- 4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

### (役員の解任)

- 第 25 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任 することができる。
  - (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
  - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

#### (報酬等)

第26条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、評議 員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給す ることができる。また、その職務を執行するために要する費用を弁償することができる。

#### (顧 問)

- 第27条 この法人に、若干名の顧問を置くことができる。
- 2 顧問は、この法人の重要事項について理事長の諮問に応ずる。
- 3 顧問の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 顧問は、理事会の決議を経て、理事長が委嘱する。
- 5 顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を執行するために要する費用を弁償することができる。
- 6 顧問に関し必要な事項は、理事会の決議により、理事長が別に定める。

# 第7章 理事会

### (構 成)

第28条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

#### (権 限)

- 第29条 理事会は、次の職務を行う。
  - (1) この法人の業務執行の決定
  - (2) 理事の職務の執行の監督
  - (3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

#### (招集及び議長)

- 第30条 理事会は、理事長が招集する。
- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

#### (決 議)

- 第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団・財団法人法第 197 条において準用する同法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

# (議事録)

- 第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

# 第8章 定款の変更及び解散

### (定款の変更)

- 第33条 この定款は、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。
- 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第11条についても適用する。

#### (解 散)

第34条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その 他法令で定められた事由によって解散する。

# (公益認定の取消し等に伴う贈与)

第35条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 ヶ月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「認定法」という。)第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

### (残余財産の帰属)

第36条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、 認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

# 第9章 公告の方法

### (公告の方法)

第37条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

#### 第10章 事務局

### (事務局)

- 第38条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により、理事長が別に定める。

# 第11章 会 員

# (会 員)

- 第39条 この法人の趣旨に賛同し、その事業に協力したものを会員とする。
- 2 会員の種類は、次の2種とする。
  - (1) 研究会員
  - (2) 賛助会員
- 3 会員及び会費に関する規定は、理事会の決議をもって別に定める。

# 第12章 補 則

#### (委 任)

第40条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により、理事長が別に定める。

## 附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益 財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第 6 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

- 3 この法人の最初の理事長は吉田 操、最初の常務理事は酒井 洋一とする。
- 4 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

天野 富夫、加藤 久豊、加藤 洋、斉藤 裕輔、猿渡 智、鈴木 博昭、 竹本 忠良、出口 宣夫、前田 新造、幕内 博康、八尾 恒良、柳田 邦男、 吉田 茂昭